第23期東京都立図書館協議会提言概要

提言の概要

第 章 はじめに ~ 本提言の目指すもの~

- 都立図書館においては、業務統計の作成や来館者調査の実施により事業実績やニーズの把握に 努めてきたが、成果の確認が不明確であることから具体的なサービス改善に結びつけることが十分に
- ○「都立図書館改革の具体的方策」に基づく改革を着実に進めるに当たり、経費と効果、利便性の 向上などの検証、進捗状況の確認など外部からの視点を盛り込んだ評価の仕組みが必要である。

第 章 行政評価の基本的考え方と図書館評価

○ 行政評価並びに図書館評価をめぐる状況(「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の 告示、図書館法の改正等)から、都立図書館でも自己評価を実施することが望ましく、住民参加の 観点から図書館協議会が関与することが必要である。

第 章 都立図書館のサービスと図書館改革の評価

○ 都立図書館の使命、運営方針及び「都立図書館の具体的方策」に基づき、評価対象事業として 11の事業を設定し、各事業ごとに俯瞰的に見るマクロの視点と細部を丁寧に見るミクロの視点を持つ 複眼的な指標を作成した。

評価対象事業

- ①タイムリーな企画展の実施、②インターネットによる情報の発信
- ③オンラインデータベースの活用、④蔵書の充実、⑤レファレンスサービスの充実
- ⑥利用しやすい蔵書配置、⑦子供の読書活動の推進と学校教育活動の支援
- ⑧都市・東京に関するサービス、⑨都民及び企業等の活動の支援
- ⑩資料保存と収蔵対策、⑪協力支援サービス

例

- く >・・・指標のタイプ
- ①展示イベント等の開催回数 〈投入〉 (都立図書館が主催した展示や講座、講演会などの全回数) ②展示イベント等の来場者数〈産出〉
- ③来場者新規認知者数
- 〈成果〉 (来場者のうち、新たに都立図書館を認知した人数)

- ④展示イベント等の開催コスト〈投入〉 (展示や講座、講演会などの企画・準備・実施に当てた作業時間)
- ⑤来場者のコメント数及びコメント率(満足度)〈産出〉(来場者からの展示等に対するコメント数・割合)
- 〈成果〉 (新聞、雑誌、TVなどマスコミに取り上げられた回数)
- ○上記の個別事業だけでなく、図書館活動にかかる基礎的な事柄を把握するための「基礎指標」 (ex. 来館者数、都立図書館ホームページアクセス数など)を設定した。

第 章 都立図書館評価の残された課題

- ○「評価のための評価」であってはならず、事業そのものの必要性について絶えず見直していく。
- 評価対象事業についても、時代の変化に応じて、自らの使命を再確認しながら見直すべきである。 都立図書館による目標管理とマネジメントサイクルの忠実な実行が何よりも求められる。

2 第23期都立図書館協議会の協議テーマ

- 「都立図書館のサービスと図書館改革の評価について」
- ①実際に提供している都立図書館のサービスの評価
- ②現在取り組んでいる「都立図書館改革の具体的方策」に基づく事業の評価 2つの側面から、都立図書館の評価指標を作成するとともに今後の評価体制について提言する。

東京都立図書館協議会

- (1)設置根拠 図書館法第14条及び東京都立図書館条例第3条
- (2)位置付け 都立図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスに ついて意見を述べる機関
- (3)第23期協議会委員 (任期:平成18年12月1日から平成20年11月30日まで 12名)

中島 元彦 糸賀 雅児

元·東京都教育長 東京市政調査会常務理事【議長】 慶應義塾大学文学部教授【副議長】

図書館の評価をめぐる動き

<図書館法の改正>

- 平成20年6月に「図書館法」の改正が行われ、図書館の運営に関する評価等の実施に ついて規定された。(平成20年6月11日公布・施行)
- 図書館法第7条の3 (運営の状況に関する評価等)

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき 図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

図書館法第7条の4 (運営の状況に関する情報の提供)

10月

図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深め るとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況 に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

評価の実施方法

- (1) 評価の実施方法
- ① 平成18年8月に策定した「都立図書館の具体的方策」の11事業項目とサービス全体について評価を行う。
- ② 評価は、当該年度の具体的な取組や指標(各種データ)を基に、成果・効率性・有効性・必要性の観点で 行うとともに次年度の展開を示すものとする。平成20年度分から、年に1回実施する。
- ③「都立図書館自己評価委員会」において各事業の成果と効率を測定・評価し、その結果を踏まえて事業改善を図る。
- ④ 附属機関である都立図書館協議会に自己評価結果を報告し、意見を聴取した上で、公表する。

(2) 評価の流れ

4月

7月

1月

4月

7月

各事業の実施

評価シートの作成 自己評価の実施

図書館協議会 意見聴取

都民へ公表

次年度の事業執行計画策定・見直し